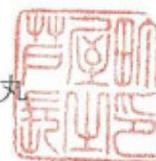


29 芦財契第 114 号
平成 29 年 10 月 16 日

地方独立行政法人芦屋中央病院
評価委員会委員長 様

芦屋町長 波多野 茂丸



地方独立行政法人芦屋中央病院の出資等に係る不要財産の納付について（諮問）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 42 条の 2 第 5 項の規定により、下記の事項について貴評価委員会の意見を求めます。

記

○地方独立行政法人芦屋中央病院の出資等に係る不要財産の納付について

平成 29 年 10 月 日

芦屋町長 波多野 茂丸 様

地方独立行政法人
芦屋中央病院評価委員会
委員長 山口 徹也

意見書(案)

地方独立行政法人芦屋中央病院が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりです。

記

地方独立行政法人芦屋中央病院の新築移転に伴う旧施設の法第 42 条の 2 第 1 項に規定する不要財産の納付の認可については、意見はありません。

資料 3

1 出資等に係る不要財産の概要

[住所] 芦屋町幸町8番30号

区分	内容	所在地	面積(m ²)	取得の日	取得日における帳簿価格(円)	申請の日における帳簿価格(円)	不要財産の取得に係る出資又は支出の額(円)	その他の内容	納付予定時期
土地	病院敷地	遠賀郡芦屋町幸町2516番17	1,160.64	平成27年4月1日	241,000,000	241,000,000	241,000,000	現物出資	平成30年3月1日
	病院敷地	遠賀郡芦屋町幸町2516番19	17,396.30	平成27年4月1日				現物出資	平成30年3月1日
建物	病院	遠賀郡芦屋町幸町2516番地19	11,988.85	平成27年4月1日	486,000,000	396,746,441	212,177,508	現物出資	平成30年3月1日
	附属建物 (倉庫・プロパン庫)	遠賀郡芦屋町幸町2516番地19	174.62	平成27年4月1日	13,300,000	10,426,079	13,300,000	現物出資	平成30年3月1日
構築物	構築物 (受水タンク設備他)	遠賀郡芦屋町幸町2516番地19		平成27年4月1日	35,631,505	23,358,423	35,631,505	現物出資	平成30年3月1日
合 計					775,931,505	671,530,943	502,109,013		

2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなると認められる理由

芦屋中央病院の新築移転に伴い、既存の施設が不要となるため。

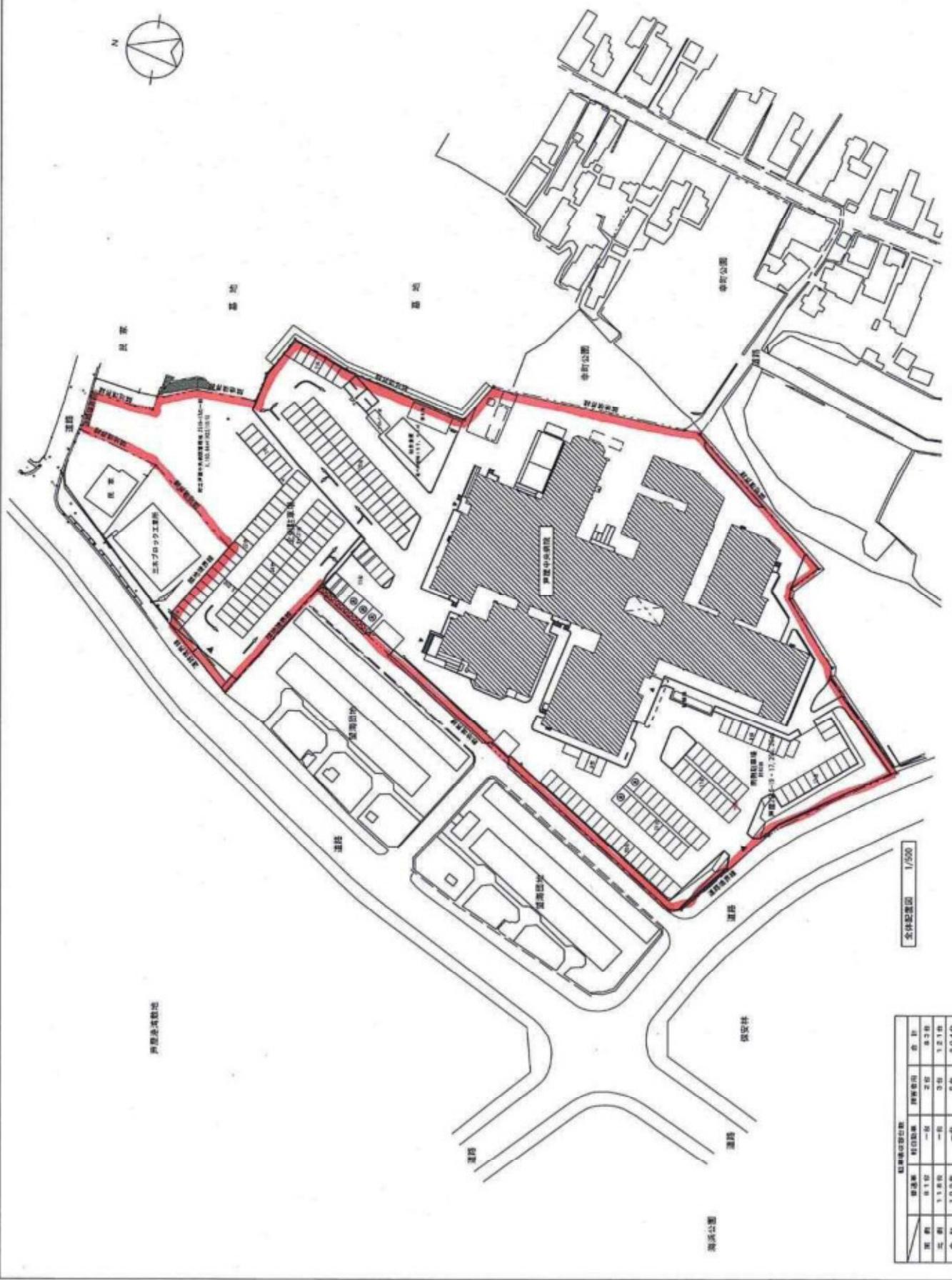
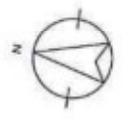
3 納付の相手方

芦屋町

【参考】

科 目	(単位:円)					
	H27.4.1	取得に係る起債		不要財産の取得に係る出資又は支出の額	うち出資	うち補助金等
	移行時金額	長期借入金	移行前地方債償還債務			
a	b	c	a-(b+c)			
土地(病院)	241,000,000	0	0	241,000,000	241,000,000	0
建物(病院)	486,000,000	20,798,467	253,024,025	212,177,508	186,207,874	25,969,634
建物(附属建物)	13,300,000	0	0	13,300,000	13,300,000	0
構築物	35,631,505	0	0	35,631,505	35,631,505	0
計	775,931,505	20,798,467	253,024,025	502,109,013	476,139,379	25,969,634

資料 4



敷地面積等			
種別	面積 (㎡)	割合 (%)	計
敷地面積	11,100	100	11,100
建築面積	1,100	10	1,100
延床面積	1,100	10	1,100
容積率	10%		

全体配置図 1/500

○地方独立行政法人法（抜粋）

（財産的基礎）

第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

- 2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。
- 3 設立団体（地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。
- 5 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。
- 6 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（出資等に係る不要財産の納付等）

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。
- 3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。
- 4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。
- 5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 6 設立団体の長は、第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方独立行政法人法施行令（抜粋）

（出資等に係る不要財産の出資等団体への納付）

第七条 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この章において同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下この章において同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

五 現物による出資等団体への納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとする。